

平成29年12月20日

東京都北区長
花川 與惣太 殿

東京都北区特別職報酬等審議会
会長 大前 孝太郎



東京都北区議会議員の議員報酬及び期末手当の額並びに
区長、副区長及び教育長の給与の額等の適否について（答申）

平成29年12月20日付、29北総総第3628号で諮問を受けた標記の
件について、本審議会の意見は別紙のとおりです。

東京都北区特別職報酬等審議会委員

会 長 大 前 孝太郎

会長職務
代理者 尾 花 秀 雄

委 員 乙 川 博 士

委 員 小 池 孝 則

委 員 齊 藤 正 美

委 員 竹 腰 雅 子

委 員 田 中 義 正

委 員 西 村 博 匡

委 員 増 田 幹 生

答 申

1 はじめに

本審議会は、平成 29 年 12 月 20 日、東京都北区長から以下の適否について諮問を受けた。

- (1) 東京都北区特別職報酬等審議会条例第 2 条第 2 項の規定に基づく、東京都北区議会議員の議員報酬及び期末手当の額並びに区長、副区長及び教育長の給与の額
- (2) 東京都北区特別職報酬等審議会条例第 2 条第 3 項の規定に基づく、地方自治法第 180 条の 5 に規定する委員会の委員及び監査委員の報酬及び給与の額並びに同法第 100 条第 14 項に規定する政務活動費の額

審議にあたっては、各委員が区民各界の代表としての自覚と見識をもって、公正な立場から、特別職等の職責、他の特別区の状況など、関係資料を参考にしながら、多角的かつ慎重な審議を行い、以下の結論を得た。

2 結 論

(1) 報酬等の額

平成 29 年 10 月 11 日、特別区人事委員会是一般職員の給与について、平成 29 年 4 月時点で、公民格差が 526 円 (0.13%) であるとして、公民格差の解消に伴う月例給与の引上げを勧告した。

この度の審議において、まず議員報酬並びに区長、副区長、教育長及び常勤の監査委員の給与については、それぞれその果たす役割の重要性と職責に見合うものであるとともに、特別区人事委員会勧告の内容や社会経済情勢の動向、国や他自治体との均衡等を総合的に判断し、区民の理解と納得が得られるものでなければならないということを改めて確認した。

議員報酬については、平成 9 年の報酬改定において引き上げた以降は、平成 16 年と平成 26 年に引き下げの改定を行い、平成 27 年、平成 28 年、平成 29 年に引き上げの改定を行っている。また、現状の議員活動は広範囲化し、常勤化するとともに、地方議会議員年金制度が廃止になったこと等により、新たな人材の確保についても厳しい環境となっている。更に平成 27 年に実施された統一地方選挙から、北区議会の議員定数は 4 人減少となった。

一方、区長、副区長及び教育長（以下「区長等」という。）の給料についても、平成 9 年の給料改定において引き上げた以降は、平成 16 年と平成 26 年に引き下げの改定を行い、平成 27 年に引き上げの改定を行った。区長、副区長については、他区と比較して高い水準にあることから、その後

は据え置きとしている。教育長については、平成 28 年に引き上げの改定を行い、また、平成 29 年には、引き上げの改定を行うとともに、新教育長制度移行に伴う職務・職責に見合った「職務加算分」を加えている。

これまで本審議会の答申では、「特別区人事委員会が一般職の給与に対して引き上げの勧告を行った場合には、特別職の報酬についても同様の対応を行うべきである」という趣旨の付言をしたところである。また、「23 区において、一定程度均衡することが望ましいと考える」ともしている。

以上の考えを踏まえて、本審議会としては、特別区人事委員会勧告の内容や社会経済情勢の動向等を総合的に判断し、区議会議員の報酬月額並びに区長等及び常勤の監査委員の給料月額については、一般職に対する本年の特別区人事委員会勧告と同程度 0.13%相当を増額することが適当であるとの結論を得た。

(2) 期末手当の額

特別区人事委員会は、再任用職員を含む特別区職員の期末手当及び勤勉手当について、「民間における特別給の支給状況を勘案し、年間の支給月数を 0.1 月引上げる」とする勧告を行った。

これまで本審議会は、一般職員の期末勤勉手当において改定があった場合、議員及び区長等の期末手当についても同趣旨の対応を行うことが適当であるとの考えを示してきたところである。

したがって、「(1) 報酬等の額」示した考え方に準じて、議員及び区長等の期末手当については、年間の支給月数を 0.1 月引上げることが適当である。

なお、常勤の監査委員については、23 区での比較検討の結果、常勤の監査委員を置いている区の平均に比べ、相当低い水準にあることから、この際、区長等と同一の月数に引き上げることが適当である。

(3) 地方自治法第 180 条の 5 に規定する委員会の委員の報酬及び政務活動費について

地方自治法第 180 条の 5 に規定する委員会の委員、いわゆる行政委員会委員の報酬については、昨今、他の特別区を含む各地において、支給方法のあり方を含め報酬の見直しをめぐる議論等が散見される。

教育委員会と選挙管理委員会の委員の報酬については、平成 24 年の本審議会答申において、他区との均衡に留意した報酬額の改定の検討を求め、平成 25 年から 3 年間で段階的に引下げられたところであるが、他区との均衡にさらに留意し、引続き報酬額の適否について検討を求めるものである。

政務活動費については、議員の職責が増大し、その活動範囲が拡大しており、区民ニーズを的確に把握し、政策形成に反映させる必要性などから、これまでの本審議会答申同様、当面は、現在の水準に妥当性があるものと判断した。

(4) 改定の実施時期等

改定の実施時期については、従来の実施時期等を考慮して、平成30年4月1日から実施することが適当である。

なお、今後、地方法人課税等を中心とした税制改正などによる北区を取り巻く環境の急激な変化や、他の特別区との不均衡など、特別職の報酬等についての状況に大きな変化・変動が生じたときには、本審議会を開催し、検討を実施すべきである。